

中国四国農政局入札等監視委員会 定例会議(第2回) 審議概要

(ホームページ掲載日:平成21年9月4日)

開催日及び場所		平成21年8月28日(金曜日)中国四国農政局 10階 第8会議室	
委員		西田 三千代 (弁護士) 藤井 弘章 (民間研究所:代表) 皆木 英也 (民間団体:専務理事)	
審議対象期間		平成21年4月1日～平成21年6月30日	
審議対象案件		363件 うち、1者応札案件 49件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5件	
抽出案件		4件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 1%) (抽出率 6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件 (抽出率 50%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	業務	指名競争:簡易公募型	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	(特記事項) なし		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		<p>1. 審議前に求められた説明事項</p> <p>・入札・契約手続きの見直しに係る入札等監視委員会での審議の改善策について</p> <p>2. 審議事項に於ける意見等</p> <p>(1)再度入札における一位不動産状況について</p> <p>・「再度入札における一位不動産状況」の報告は、再入札の何を問題点として審議するために報告を行うのか。</p> <p>(2)低入札価格調査を行った業務(1件)について、</p> <p>・落札者の経営状況を聞き取り調査を行った「保証事業会社」とは、金融機関なのか保証機関なのか。</p> <p>・低い価格であっても落札しようとする事情として、何が想定されるのか。</p>	<p>・平成21年度からの契約に関し、競争性の確保について当委員会において審議するための具体的な改善方策として、契約状況の報告様式を一部改めて、1者応札の契約や公益法人を相手方とする契約を簡潔に表示し、審議案件の抽出にあたっては重点的に抽出ができるように改める。再度入札における一位不動産の状況について、新たな様式によって説明する。</p> <p>・再度入札において契約の透明性・公平性が図られているの否かを審査する資料として作成しているが、新たに様式を定めた経緯等を確認のうえ報告する。</p> <p>・落札者の経営状況を把握している保証機関である。</p> <p>・一般的に、建設コンサルタント業務の経費は技術者等の人件費の占める割合が高いことから、無駄なく稼働させるために、適正な価格を引き下げても仕事を受注することが考えられる。</p>

	<p>(3)抽出事案：中海干拓事業弓浜工区工事用道路設置(その2)工事について</p> <p>・9社への入札参加通知に対して4社が辞退した理由は、</p> <p>(4)抽出事案：弓浜半島地区農業水利事業米川用水路整備(夜見工区)工事について</p> <p>・随意契約の理由として、老朽化した水道管への影響が、前年度工事との瑕疵担保責任が不明確となるためとしているが、水道事業者との事前協議において状況が把握できたのではないのか。</p> <p>(5)抽出事案：平成21年度建設資材価格実態調査業務について</p> <p>・公益財団法人との1者応募の契約であり、どのようにして競争性を確保してきたのか。</p> <p>(6)抽出事案：平成21年度一般定期健康診断等の業務請負単価契約について</p> <p>・低入札に該当しないのか。</p>	<p>・他の受注工事を抱えていて技術者の確保ができないために辞退した事業者が多いと聞いている。</p> <p>・水道事業者との協議においては矢板工法に問題はなかったことから、工期も十分にとって施工したが、発注後の試掘時点において水道管の老朽化が判明し、漏水等に備える対策が必要となったことから、単年度での竣工ができなくなり、鋼矢板を打ち込んだ工事と引き抜く工事を別々の業者が施工すれば、水道管に損傷が生じた場合の責任の所在が不明確となる恐れがあることから、予令第102条の4第4号により、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利な場合と認め、随意契約とした。</p> <p>・管内の国営事業所が年度初めから工事を発注するために必ず行うべき業務であり、調査項目が膨大なことから、管内で受注体制が整った処としては二つの財団法人がある。特殊な調査業務であり、年度初めに調査に着手する必要があるから、参加表明書を提出した1者との入札となった。</p> <p>・役務等については、予定価格が1,000万円を超えるものを低入札価格の調査の対象としており、この契約は該当しない。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>該当なし</p>	